

「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」に対する コメント

2009年4月6日
日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、資本取引のグローバル化が進展する中で、欧州連合（EU）が2005年に導入した国際財務報告基準（IFRS）が実務規範としてその実績を示し、世界の主要国が次々とその導入を表明している情勢下で、我が国もIFRSの受入れについての方針を表明すべきであると主張してきた。今回の中間報告案では、世界経済が、昨年の世界的金融危機を契機に同時不況に突入し、我が国を含む経済情勢が極めて不透明な状況下にある中で、我が国のIFRS受入れに関する方針を世界に向けて表明したことを評価したい。

任意適用の時期について

中間報告案では、任意適用の時期について、「できるだけ早期に容認することが考えられる」とする一方で、「IASCFのガバナンス改革の状況の他、欧米等の国際的な動向を十分見極めたうえで判断する必要があるものと考えられる」ともされている。しかしながら、任意適用の時期に関しては、中間報告案でも指摘されているように、企業及び市場の競争力強化の観点から、2010年3月期の年度の財務諸表からIFRSの任意適用を認めることを要望する。

強制適用について

強制適用の時期について、目途として2012年に、IFRSの改善状況、IFRSの設定におけるデュー・プロセスの確保、IFRSに対する実務の対応及び教育・訓練等の諸条件を勘案した上で判断することとされている。準備期間として少なくとも3年間が必要とされていることから、強制適用は2015年頃と読み取ることができる。

しかしながら、時期及び方法について明確にされない場合、財務諸表の作成者である企業、監査人等の市場関係者が準備に着手できないこととなり、円滑なIFRSの導入に支障が出るのが懸念される。従って、強制適用の時期及び方法について、明確に示すべきと考える。

以 上